特定計量器輸入事業者報告書

　 令和○年○月○日

　富山県知事 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者 住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び法人に

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あっては代表者の氏名

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計量法施行令第14条に規定する  　特定計量器の種類 | 輸入数量 | 主な輸入国名 |
| ひょう量が20ｋｇを超え、200㎏以下の非自動はかりであって、専ら体重の計量に使用するもの | 1000 | 中華民国 |
| ひょう量が20ｋｇ以下の非自動はかりであって、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの | 1000 | ベトナム社会主義共和国 |
| ひょう量が30ｋｇ以下の非自動はかりであって、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの | 1000 | アメリカ合衆国 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

備考

１ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。